

補足の報告・評注

(台風 15,19,21 号について)

1. 今回の台風による被災報告は台風 15 号によるものが中心になっています。
2. 台風 19 号の被災は、台風 15 号被災の延長上にある状況となっています。
3. 台風 15、19 号による屋根などの大破による雨もみ対策で、ろう者自身で、あるいはろう者仲間を集めてビニールシートを屋根の上でかぶせようとして、転落してしまい、入院となったという報告がありました。
4. 台風 21 号の被災状況は浸水・冠水中心でしたが、聴覚障害者からの深刻な被災届等の連絡・報告はなく、むしろ、公共交通がストップ状態で帰宅が深夜になってしまったなどといった報告が主でした。

検証のまとめと課題

(台風 15,19,21 号について)

1. 行政からの手話通訳等派遣の依頼が皆無状態であった。

- ✦ 手話通訳派遣は、ろう者からの申請があれば対処すると、申請手続きの有無にこだわった市町村があった。
- ✦ ろう者の被災状況を知っていたにもかかわらず、行政等現場が混乱して、行政等からの派遣申請の配慮ができなかったとの市町村からのコメントがあった。
- ✦ 手話通訳の派遣を申請するのは行政に迷惑がかかるかと家族が心配して遠慮したという事例があった。(協会非会員に多い)
- ✦ 手話通訳派遣は「病氣」や「トラブル」の範囲で、被災に係ることも通訳派遣の申請ができるとは思わなかったとの事例もあった。

〈課題①〉非会員や家族関係者も含めて、手話通訳派遣の手続きについての啓発リーフレットをつくり、市町村窓口などを通して啓発に努めていく。

〈課題②〉市町村(危機管理担当課、災害対策担当課など)に、ろう者の被災状況が分かれば行政サイドから手話通訳派遣の申請手続き(千葉聴覚障害者センター)の配慮願いたいと市町村窓口などを通して啓発に努めていく。

2. 手話通訳等の意思疎通支援は、ろう相談員の同行も必要である。

- ✦ 県都や都会から遠くに離れた土地に住むろう者の手話は、方言手話の度合いが強い。ろう相談員と手話通訳者との連携で手話通訳支援はかない効果が上がっている。

〈課題①〉手話通訳者+ろう相談員の連携体制、つまりろう相談員による「ルー通訳(ピア通訳)」の公的なシステムの確立が必要であるため、この養成を検討していきたい。